

1 社随意契約する理由

業 務 名	農排山修第6号 中継浄化センター破砕機取替修繕
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第5号の規定による (緊急) 中継浄化センターの破砕機が故障し、施設維持管理に支障をきたしていることから、現地調査により早期取替修繕が可能な下記業者と1社随契するもの。
随意契約の相手方	長岡市高見町3063番地1 緑水工業 株式会社 代表取締役 家老 俊一